

日常生活支援総合事業の訪問サービス・訪問介護重要事項説明書

1 事業者

- ①名称 有限会社 東北福祉サービス (平成 10 年 11 月設立)
- ②所在地 名取市大手町五丁目 1 2-5 大手町ビル 2 F
- ③電話番号 0 2 2-3 8 4-8 3 6 7
F A X 0 2 2-3 8 4-7 3 1 0
- ④代表者名 菅井裕子
- ⑤当事業所での事業
- ・ 訪問介護 指定年月日 平成 12 年 11 月 1 日
(介護保険適用) (事業所番号 0470700295)
 - ・ 日常生活支援総合事業 指定年月日 平成 29 年 4 月 1 日
(介護保険適応) (事業所番号 0470700295)
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護 指定年月日 平成 18 年 10 月 1 日
(障害者自立支援法) (事業所番号 0410700066)
 - ・ 居宅介護支援事業 指定年月日 平成 15 年 5 月 30 日
(介護保険適応) (事業所番号 0470700295)
 - ・ 有償訪問介護
- ⑥サービス実施地域 仙台市太白区・名取市・岩沼市

2 日常生活支援総合事業の訪問サービス・訪問介護の目的と運営の方針

(1) 目的 要支援の高齢者がその居宅において要支援状態の維持改善または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたって援助を行う。

また、要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたって援助を行う。

(2) 運営の方針

- ① 利用者の意向や希望を尊重し、利用者の立場に立って、支援を行います。
- ② 利用者の心身の状態や生活環境に応じた、適切なサービス提供が行えることを目指します。
- ③ 地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供を目指します。
- ④ 当事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合にはその様態及び時間、契約者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。
(緊急、やむを得ず身体拘束等を行う場合)
 - ・ 契約者本人又は従業員の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - ・ 身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
 - ・ 身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合。

当事業所は、訪問介護事業の提供にあたり、事業所又は擁護者に虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤ ハラスメント防止のための研修を実施します。また、社会通念上越脱した行為を受けた場合、ハラスメント委員会に諮り対応します。

⑥ 業務継続に向けた取り組みについて

- ・感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画書の変更を行います。

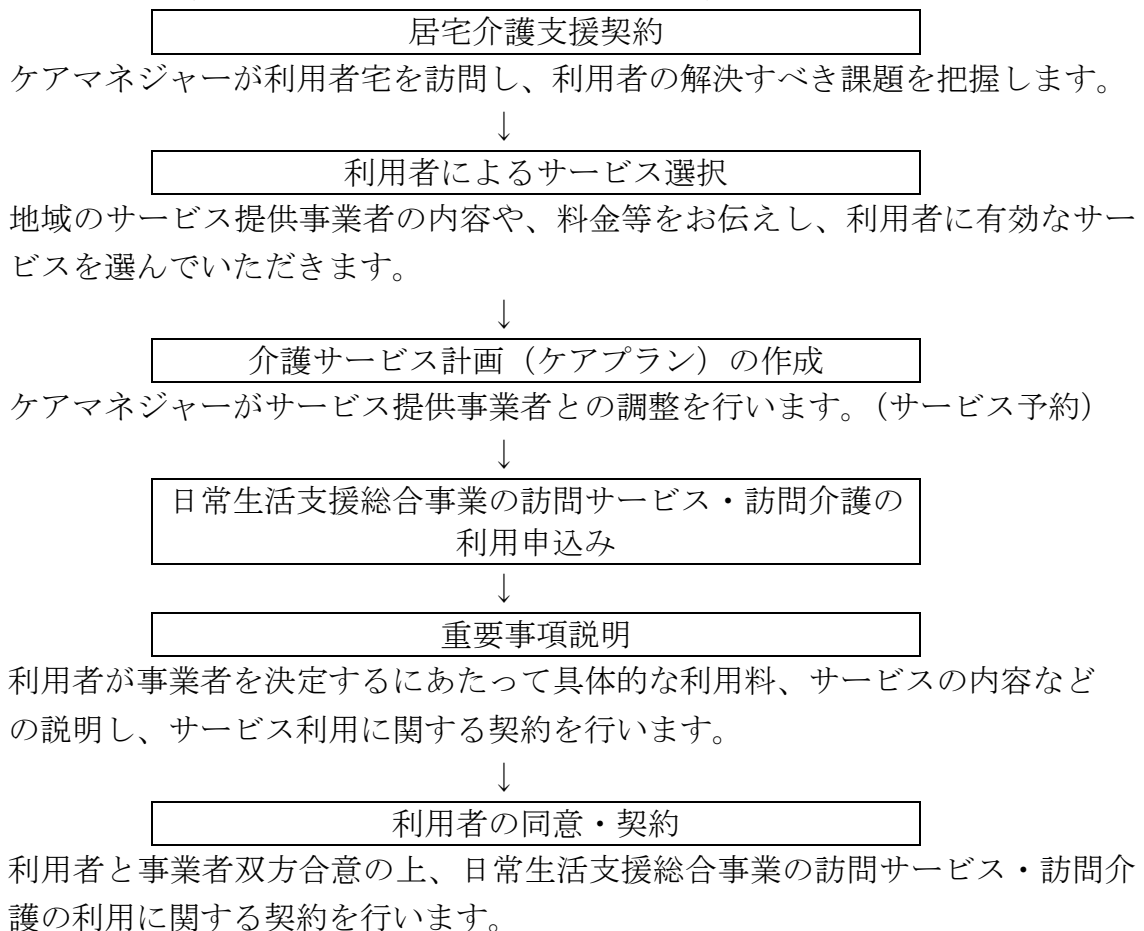
3 職員体制

職種	常勤	非常勤	保有資格
管理者	1名(兼務)		
サービス提供責任者	2名		1級ヘルパー以上
介護員	常勤換算で2.5名以上		2級ヘルパー以上

4 営業時間

- ・月～金（ただし、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日は除く）
- ・午前8:30～午後5:30
- ・電話受付は、24時間受付可能です。

5 日常生活支援総合事業の訪問サービス・訪問介護提供までの概要



↓

日常生活支援総合事業の訪問サービス・訪問介護計画（個別援助計画）作成

利用者またはその家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、作成します。

↓

サービス利用

↓

利用料の支払

6 利用料金

- ・ 日常生活支援総合事業の訪問サービス・身体介護・生活援助 3種類あります。
- ・ 厚生労働大臣が定める料金で、介護保険適用の場合、ご利用者負担料金はその介護保険自己負担割合証に記載の額です。
- ・ 事業地域以外は、交通費実費となります。

自動車利用の場合、地域外の実走距離で 30 円 / 1 k m が必要です。
公共機関利用の場合、その実費となります。

7 苦情等申立窓口

- ・ 東北福祉サービス 畑中ゆかり

ご利用時間	毎日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
連絡先	T E L 0 2 2 - 3 8 4 - 8 3 6 7

- ・ 担当ケアマネジャー
- ・ 名取市役所 介護長寿課 T E L 022-384-2111
- ・ 仙台市太白区役所 介護保険課 T E L 022-247-1111
- ・ 岩沼市市役所 介護福祉課 T E L 0223-24-3016
- ・ 宮城県国民保険団体連合会 介護保険課 T E L 022-222-7079

8 第三者による評価の実施状況

なし

9 緊急時における対応

容態急変等の緊急時の連絡先

- ・ 連絡先 東北福祉サービス 畑中ゆかり

電話番号 022-384-8367

- ・ 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・ 対応内容 主治医への連絡等必要な措置
ご利用者が予め指定する緊急連絡先への連絡
関連事業所への連絡

10 料金表

サービス種類	厚生大臣が定める料金
訪問型サービス 21	2870 円 / 1 回
訪問型サービス 22	1790 円 / 1 回
訪問型サービス 23	2200 円 / 1 回
訪問型短時間サービス	1630 円 / 1 回
身体介護	2440 円 / 20～30 分 3870 円 / 30～60 分 5670 円 / 60～90 分 それ以上 30 分毎 820 円加算
生活援助	1790 円 / 20～45 分 2200 円 / 45 分以上
初回加算	2000 円 / 初回
緊急時訪問介護加算	1000 円 / 1 回

※1. 介護員等処遇改善加算 I (24.5%) あり

※2. 特定事業所加算 II (10%) あり

改定 R6.6.1 運営の方針に身体拘束の禁止、業務継続の取り組み追加

改定 R6.6.1 加算変更

改定 R6.4.1 9 項 緊急時の対応追加

改定 R6.4.1 料金表変更

改定 R6.4.1 事業所代表者の変更

改定 R6.4.1 営業時間の夏季休み追加

改定 R4.10.1 料金表 介護職員等ベースアップ等支援加算

改定 R4.9.1 高齢者権利擁護およびハラスメント防止の項追加

改定 R4.1.1 料金表 通院等乗降介助の行 削除 運賃の行 削除